

議会基本条例第1条～第10条 正副座長案 新旧対照表

正副座長案	代表者会議修正事項	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小金井市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(他の条例等との関係)</p> <p>第2条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。</p> <p>(議会運営の原則)</p> <p>第3条 議会の運営は、次に掲げる原則を基本とする。</p> <p>(1) 公開性、公正性をより一層確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案及び政策提言に生かし、市政に反映させるよう努めること。</p> <p>(3) 全ての会派が、意見の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めること。</p> <p>(4) 小金井市議会の委員会条例、会議規則及び要綱に基づいて活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。</p> <p>(討議の保障)</p> <p>第4条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑の場を保障しなければならない。</p> <p>2 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小金井市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(他の条例等との関係)</p> <p>第2条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。</p> <p>(議会運営の原則)</p> <p>第3条 議会の運営は、次に掲げる原則を基本とする。</p> <p>(1) 公開性、公正性をより一層確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案・政策提言に生かし、市政に反映させるよう努めること。</p> <p>(3) 全ての会派が、意見の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めること。</p> <p>(4) 小金井市議会の委員会条例、会議規則及び要綱に基づいて活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。</p> <p>(討議の保障)</p> <p>第4条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑の場を保障しなければならない。</p> <p>2 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができるものとする。</p>	<p>■ = 語句の修正</p> <p>作業部会第1班協議中の条項 第6条、第11条～第14条</p> <p>【発言内容について】 会議規則第53条(質疑内容の制限)第3項「意見を述べることはできない」の規定について確認</p> <p>【質疑について】 申合せ事項(P41)と会議規則第54条(質疑の回数)で回数が違うので合わせる方向で、議運で検討</p>

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則を基本として活動する。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指すこと。
- (2) 活発な調査活動に基づき、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- (3) 小金井市議会議員の政治倫理に関する条例(平成7年条例第27号)に基づき、市民に信頼される議員活動に努めること。

(災害時の対応)

第6条 議会は、大規模災害が発生した場合において、議会としての的確かつ迅速な対応を図るものとする。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成するものとする。
- 3 議員は、一人の場合においても、会派として届け出るものとする。
- 4 議会は、議会運営等において、会派に所属する議員数にかかわらず全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない。
- 5 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。

(市民に開かれた議会)

第8条 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。

ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。

- 2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則を基本として活動する。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 活発な調査活動に基づき、政策立案・政策提言を積極的に行うこと。
- (3) 小金井市議会議員の政治倫理に関する条例(平成7年条例第27号)に基づき、市民に信頼される議員活動に努めること。

(災害時の対応)

第6条 議会は、大規模災害が発生した場合において、議会としての的確かつ迅速な対応を図るものとする。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成するものとする。
- 3 議員は、一人の場合においても、会派として届け出るものとする。
- 4 議会は、議会運営等において、会派に所属する議員数にかかわらず全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない。
- 5 会派は、議会運営、政策立案・政策提言に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。

(市民に開かれた市議会)

第8条 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。

ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。

- 2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

【代表者会議での議論について】

逐条解説には明記しない。議論の内容は報告書または賛成討論で表現できる場がある。

【議会活動を行うための会派とは】

逐条解説で政策集団、議会内の交渉団体、政務活動費の交付対象【会派の人数について】

1人(≠複数)会派については、代表者会議で十分議論した。

【会派の届出について】

政務活動費交付の条例規則に定める届出に準ずることとする。

【会派間の協議について】

逐条解説で「会派代表者会議」を明記し説明する。ハンドブックは情報公開しており、逐条解説に法的拘束力はない。

【委員会協議会の原則公開について】

申合せ(P39)を「委員会協議会は、原則として傍聴を認める。」と変更する方向で、議運で検討(協議会の会議録を作成していない)

【非公開理由の公表について】

小金井市議会の独自規定。議会の精神を逐条解説で明記する。

(市民の声を反映させる議会)

第9条 議会は、市長から提案された議案について、誠実に審議するとともに、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けるものとする。

2 議会は、請願及び陳情について、市民からの政策提案として、誠実に審査するものとする。

(1) 議会は、請願及び陳情の審査に当たって、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けること。

(2) 議会は、請願及び陳情代表者又はこれに代わる請願及び陳情者から申し出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けること。

3 議会は、議員又は委員会が条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)

第10条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、学識ある市民の意見を聴取する機会の確保に努めなければならない。

2 議会は参考人制度を積極的に活用して、市民の意見を聴取する機会の確保に努めなければならない。

(市民の声を反映させる議会)

第9条 議会は、市長から提案された議案について、誠実に審議するとともに、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けるものとする。

2 議会は、請願・陳情について、市民からの政策提案として、誠実に審査するものとする。

(1) 議会は、請願・陳情の審査に当たって、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設ける。

(2) 議会は、請願・陳情代表者又はこれに代わる請願・陳情者から申し出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けなければならない。

3 議会は、議員または委員会が条例等の政策提案をするに当たって、市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(公聴会・参考人制度を活用する議会)

第10条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。

2 議会は参考人制度を積極的に活用して、市民等の専門的又は政策的学識等を聴取する機会の確保に努める。

【市民等は市民で統一】

市民の定義について、この条例では、法令上の市民の権利を定めたり、制限をしたり、義務を課すものでないことから、厳密にその範囲を確定しなければならないものではないため、特に定義は規定しないこととする。

【公聴会制度と参考人制度】

自治法では、公聴会制度で学識経験を有する者等から意見を聴くことを規定し、参考人制度では、学識経験を有する者等については規定していない。